

平成30年

第4回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 平成30年4月25日 午後1時30分から

場 所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1 番 吉 川 博

2 番 杉 崎 正 人

3 番 西 川 克 己

5 番 伊勢田 恵 司

6 番 加 藤 豊

7 番 二宮 喜代治

8 番 松 本 秀 雄

9 番 山 口 博 久

10 番 青 木 貞 治

12 番 熊 澤 貞 夫

13 番 竹 内 恵美子（解任）

15 番 熊 澤 博 勝

16 番 露 木 真 一

17 番 土 屋 俊 雄

18 番 渡 辺 順 子（解任）

19 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

11 番 三宮 一夫 委員

3 遅刻委員

4 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書 記 松尾 明美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第7号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第8号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・計画」（案）について

議案第9号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

※議会推薦の委員2名は、平成29年7月25日付けで大磯町議会議長からの解任請求に基づき解任されました。

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は１４名で、定足数に達しておりますので平成３０年第４回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、三宮委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第２０条第１項の規定により、６番加藤豊委員、７番二宮喜代治委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 ではこれより、議案第７号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第７号１番「農用地利用集積計画書の決定について」は、賃貸借権の新規１件で、大磯町長より平成３０年４月６日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。
計画内容につきましては議案書１ページと２ページを、場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局 《議案第７号１番を朗読・説明》

書記 議案第７号１番の計画要請の内容は、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。

借り手は、前回も新規の利用権設定を行ったハーブ栽培の就農者で、現在、利用権設定で借りている農地の購入を希望しており、最低下限面積を満たすために今回の利用権設定を行います。

当該農地の所有者は、現在、借りている２筆の農地の所有者と同一で、借り手が農地を

購入した後、当該農地も含めて返すことについて所有者と合意されています。

なお、4月11日に吉川会長職務代理、黒岩地区担当の熊澤委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第7号1番につきましては現地調査をお願いした、黒岩地区担当の熊澤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（熊澤） 15番熊澤です。議案第7号1番の農地について、4月11日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は、ミカン畑でしたが、今は伐採されており、バーク栽培には問題なく利用できると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、バーク栽培には問題がないとのことですよ。

ただ今の議案第7号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 所有者との合意が得られているとのことであるが、賃借してすぐ返却となると、作付けも行われず、農地の荒廃化に繋がってしまうのではとの懸念がある。借り手に、1年間の設定期間を守ってもらうよう指導すべきではないか。

書記 借り手は就農して間もない方であり、農地全てに作付けすることは難しい状況であることや、所有者との合意済である等の事情はありますが、最低限の農地管理をするよう指導します。

議長 他に質疑はありませんか。質疑がないようですので、議案第7号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第7号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 それでは次に、議案第8号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題に供します。事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第 8 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ご説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の 3 ページから 11 ページをご覧ください。

事務局

《議案第 8 号を朗読・説明》

書記 この点検・評価は、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき作成しました。「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。
これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 8 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 8 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第 9 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 9 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書 12 ページから 15 ページをご覧ください。

事務局

《議案第 9 号を朗読・説明》

書記 この計画は、議案第 8 号と同様に国の通知に基づき、今年度の農業委員会の活動計画について作成し、公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、活動計画を作成・公表及び報告を行っていくとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 9 号について、決定事項とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、原案のとおり決定事項とすることに決定いたしました。

議長 次に、報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書 16 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 2 ページをご覧ください。

事務局 《報告第 1 号 1 番を朗読》

書記 報告第 1 号 1 番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、現地の状況につきましては、報告第 1 号 1 番は 4 月 11 日に吉川会長職務代理、国府新宿地区担当の熊澤貞夫委員及び事務局 2 名で現地確認を行い、とも当該農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。まず報告第 1 号 1 番について、現地調査をお願いした国府新宿地区担当の熊澤貞夫委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12 番委員（熊澤） 12 番熊澤です。報告第 1 号 1 番の農地について、4 月 11 日に吉川会

長職務代理と私と事務局２名で現地確認を行いました。当該農地は適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第１号１番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第１号１番を終わりにします。

議長 次に、報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」につきましては、議案書１７ページの１件でございます。場所につきましては、総会資料の３ページをご覧ください。

事務局 《報告第２号１番を朗読》

書記 報告第２号１番の内容につきましては合意解約の届出で、今回は基盤法に基づく農地売買の契約について双方の事情により解約を行うものです。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第２号１番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 基盤法で売買が行われた案件が解約になったとのことだが、基盤法での売買は例があまり無いので、詳しい内容を説明してほしい。

書記 今回案件の譲受人は、申請農地を長年管理しており、譲渡人から引き取ってほしいとの要望から申請されました。両者は２親等以内の親族であることから農地の売買は可能ではありましたが、譲受人は、町の定める４０aの下限面積を満たしていなかったため、基盤法を用いて農地の所有権移転を行うこととなり、議案として総会で決定いたしました。

しかし、決定告示後、譲渡人から解約の申し出があり、譲受人も合意したという経緯です。理由としては、他親族等の反対があったと伺っております。

議長 ほかにございませんか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について」は、議案書18ページの2件です。

事務局 《報告第3号1番及び2番を朗読》

書記 報告第3号1番及び2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番及び2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」を事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」は、議案書19ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の4ページから6ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号1番から3番を朗読》

書記 報告第4号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成30年第4回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時29分)